

F-35A戦闘機を含む軍用外来機飛来・暫定配備等に抗議し、即時撤去を求める意見書

平成29年10月30日14時30分ごろ、米国ユタ州ヒル空軍基地所属のF-35A2機、11月2日15時ごろには同10機の計12機が初めて嘉手納基地に飛来してきた。兵員300人の半年間の暫定配備も発表されており、周辺住民への騒音被害や事件・事故が懸念されているなか、7日の訓練開始では、北谷町砂辺で騒音113.5デシベル、道の駅かでなでは107.7デシベルが観測され、高校の授業の中断を余儀なくされる事態となった。

今後半年間このような事態が続くようであれば生活や健康への影響はもちろんのこと学業への影響も大きく、絶対に許されない。

同型機には、操縦士が低酸素症のような症状に見舞われる事案や深刻な部品不足が指摘されており、事故の危険性や爆音の増加など懸念は高まる。また、米国本国にて騒音激化による提訴を受けた事例を沖縄だからという事で放置されるような事があってはならない。ヒル空軍基地の大佐がいう騒音被害を意識するのであれば、同機を直ちに撤去すべきである。

これまでも米軍岩国基地所属F-35B、米コロラド州バックリー空軍基地所属F-16、韓国オサン基地所属U-2偵察機と航空兵が飛来・訓練をし、爆音をはじめ日米間の航空機騒音規制措置で運用が制限される時間を大幅に超えた飛行や運用により周辺住民の負担増加は明白であり、我々の懸念や抗議・要請を無視する形で進めるのは許されない。

軍用外来機飛来、旧駐機場の使用やパラシュート降下訓練など沖縄の基地を取り巻く環境は特例という言葉や形骸化した協定の運用により、自由使用され、負担は増加し、日米両政府のいう負担軽減とは乖離・逆行し、受忍限度を超えている。

よって、北谷町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 軍用外来機飛来・暫定配備・訓練を中止し、即時撤去させること。
- 2 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施させ、これ以上の機能強化をさせないこと。
- 3 騒音防止協定を遵守させること。
- 4 旧駐機場を使用させないこと。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 6 すべての在沖米軍基地を整理縮小・撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年11月15日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長